

議案第 1 1 3 号

さいたま市斎場及び火葬場条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市斎場及び火葬場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 7 年 6 月 1 0 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市斎場及び火葬場条例（平成 1 6 年さいたま市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>（指定管理者による管理）</u></p> <p>第 1 4 条 市長は、<u>地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、斎場等の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。</u></p> <p><u>(1) 第 3 条に規定する業務</u></p> <p><u>(2) 斎場等の施設及び設備の維持管理に関する業務</u></p> <p><u>(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める業務</u></p> <p>2 市長は、<u>前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。</u></p> <p><u>(1) 第 4 条の規定にかかわらず、斎場等の管理上必要があると認めるときに、市長の承認を得て、臨時に休業日を定め、又は休業日に業務を行うこと。</u></p> <p><u>(2) 第 5 条本文の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときに、市長の承認を得て、利用時間を変更すること。</u></p> <p><u>(3) 第 6 条第 1 項の規定により、斎場等の利用の許可をすること又は同条第 2 項の規定により、許可に条件を付すること。</u></p> <p><u>(4) 第 7 条の規定により、同条第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当すると認めるとき又は斎</u></p>	

場等の管理上支障があるとき若しくは許可することが適当でないと認めるときに、許可をしないこと。

(5) 第8条の規定により、同条第1号若しくは第2号のいずれかに該当するとき、利用の許可の条件若しくは指定管理者の指示に従わないとき又は斎場等の管理上特に必要があると認めるときに、許可に係る利用を停止し、又は許可を取り消すこと。

第15条 [略]

第14条 [略]

## 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。